







	(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの	○ 西部総合事務所長						長 西部総合事務所 所長 長
33~37 略		33~37 略						
職員課	一五 略		一五 略					
	十六	恩給法(大正12年法律第8号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第9条ノ2の規定による恩給の受給権者に係る恩給の受給権の存否に関する調査	○			
	2	同法第8条ノ2の規定による普通恩給又は増加恩給の支給の停止	○					
	3	同法第8条ノ3第1項の規定による普通恩給の支給の停止	○					
	4	同法第8条ノ4の規定による恩給外の所得の決定及び普通恩給の一部の支給の停止	○					
	5	同法第77条の規定による扶助料の支給の停止	○					
	十七	恩給法の一部を改正する法律(昭和16年法律第7号)附則第10項の規定によりなお従前の例によるものとされし或は前項の恩給法に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第12条の規定による恩給の裁定	○			
	十八	恩給給与規則(大正12年勅令第369号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第24条ノ5の規定による恩給の支給の差止め及びその解除	○			
	十九	鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正12年12月鳥取県令第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第7条ノ3の規定による恩給の受給権者に係る恩給の受給権の存否に関する調査	○			
	2	同条例第9条ノ3の規定による恩給の受給権の裁定	○					
	3	同条例第23条第1項第2号又は第3号の規定による退職年金の支給の停止	○					
	4	同条例第23条ノ2の規定によりその例によることとされた恩給法第8条ノ4の規定による退職年金の年額の一部の支給の停止及び退職年金外の所得の決定	○					
	5	同条例第24条ノ6において準用する恩給法第77条の規定による遺族年金の支給の停止	○					

<p>二十 鳥取県 吏員等退職 年金及び退 職一時金に 関する条例 施行規則（ 昭和三十年鳥 取県規則第 14号）に基 づく知事の 権限に属す る事務</p>	<p>1 同規則第46条の規 定による恩給の支給 の差止め及びその解 除</p>		○									
<p>二十一 議会 の議員その 他非常勤の 職員の公務 災害補償等 に関する 条例（昭和三 十二年鳥取 県規則第31 号）に基づく 知事の権限 に属する事 務</p>	<p>1 同条例第3条第2 項の規定による職員 の災害が公務上のも のであるかどうかの 認定及び通知</p>		○									
<p>2 同条例第3条第3 項の規定による鳥取 県公務災害補償認定 委員会の意見の聴取</p>	<p>2 同条例第3条第3 項の規定による鳥取 県公務災害補償認定 委員会の意見の聴取</p>		○									
<p>3 同条例第6条の規 定による療養の実施 又は療養の費用の支 給</p>	<p>3 同条例第6条の規 定による療養の実施 又は療養の費用の支 給</p>		○									
<p>4 同条例第7条の規 定による休業補償金 の支給</p>	<p>4 同条例第7条の規 定による休業補償金 の支給</p>		○									
<p>5 同条例第8条の規 定による障害補償年 金の支給</p>	<p>5 同条例第8条の規 定による障害補償年 金の支給</p>		○									
<p>6 同条例第8条の規 定による障害補償一 時金の支給</p>	<p>6 同条例第8条の規 定による障害補償一 時金の支給</p>		○									
<p>7 同条例第9条第1 項の規定による休業 補償又は障害補償の 金額の一部の聴取</p>	<p>7 同条例第9条第1 項の規定による休業 補償又は障害補償の 金額の一部の聴取</p>		○									
<p>8 同条例第9条第2 項の規定による休業 補償の制限</p>	<p>8 同条例第9条第2 項の規定による休業 補償の制限</p>		○									
<p>9 同条例第10条の規 定による遺族補償年 金の支給</p>	<p>9 同条例第10条の規 定による遺族補償年 金の支給</p>		○									
<p>10 同条例第10条の規 定による遺族補償一 時金の支給</p>	<p>10 同条例第10条の規 定による遺族補償一 時金の支給</p>		○									
<p>11 同条例第14条の規 定による葬祭補償金 の支給</p>	<p>11 同条例第14条の規 定による葬祭補償金 の支給</p>		○									
<p>12 同条例第15条の規 定によりその称によ るものとされた地方 公務員災害補償法（ 昭和三十二年法律第121 号）第3章の規定に よる遺族補償年金の 支給の停止及び遺族 からの排除の決定</p>	<p>12 同条例第15条の規 定によりその称によ るものとされた地方 公務員災害補償法（ 昭和三十二年法律第121 号）第3章の規定に よる遺族補償年金の 支給の停止及び遺族 からの排除の決定</p>		○									
<p>13 同条例第19条の規 定による報告、出頭 等の命令</p>	<p>13 同条例第19条の規 定による報告、出頭 等の命令</p>		○									
<p>14 同条例第20条の規 定による補償の支給 の一時差止め</p>	<p>14 同条例第20条の規 定による補償の支給 の一時差止め</p>		○									
<p>二十二 議会 の議員その 他非常勤の 職員の公務 災害補償等 に関する条 例施行規則</p>	<p>1 同規則第6条の規 定による病院若しく は診療所若しくは薬 局又は訪問看護事業 者の指定</p>		○									

















域に係るもの (三) 日野部の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの					○		○ 日野総合事務所長
5 同法第6条の3第1項の規定による有効期間の更新の登録 (一) 倉吉市及び東伯部の区域に係るもの (二) 米子市、境港市及び西伯部の区域に係るもの (三) 日野部の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの					○		中部総合事務所長 西部総合事務所長 日野総合事務所長
6 同法第6条の3第2項により準用する同法第5条の規定による有効期間の更新の登録をした旨の通知 (一) 倉吉市及び東伯部の区域に係るもの (二) 米子市、境港市及び西伯部の区域に係るもの (三) 日野部の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの					○		中部総合事務所長 西部総合事務所長 日野総合事務所長
7 同法第6条の4第4項の規定による登録事項の変更に係る届出があった事項の登録 (一) 倉吉市及び東伯部の区域に係るもの (二) 米子市、境港市及び西伯部の区域に係るもの (三) 日野部の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの					○		中部総合事務所長 西部総合事務所長 日野総合事務所長
8 同法第6条の4第2項により準用する同法第5条の規定による登録事項の変更に係る届出があった事項の登録をした旨の通知 (一) 倉吉市及び東伯部の区域に係るもの (二) 米子市、境港市及び西伯部の区域に係るもの (三) 日野部の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの					○		中部総合事務所長 西部総合事務所長 日野総合事務所長
9 同法第7条第4項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による営業保証金の供託の届出をすべき旨の催告 (一) 倉吉市及び東伯部の区域に係るもの (二) 米子市、境港市及び西伯部の区域に係るもの					○		中部総合事務所長 西部総合事務所長



(三) 日野部の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの				○	○	日野総合事務所長
15 同法第20条第1項又は第2項の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録の抹消 (一) 倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの (三) 日野部の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの			○	○		中部総合事務所長 西部総合事務所長 日野総合事務所長
16 同法第23条第1項の規定による意見の聴取 (一) 倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの (三) 日野部の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの	○		○	○		中部総合事務所長 西部総合事務所長 日野総合事務所長
17 同法第23条第3項の規定による意見を聴取しないで行った登録の拒否 (一) 倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの (三) 日野部の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの	○		○	○		中部総合事務所長 西部総合事務所長 日野総合事務所長
18 同法第25条の規定による旅行業者等の日報帳の届出の受理 (一) 倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの (三) 日野部の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの	○		○	○		中部総合事務所長 西部総合事務所長 日野総合事務所長
19 同法第26条第1項又は第2項の規定による旅行業者等の業務に関する報告の徴収又は旅行業者等の営業所等への立入検査の実施 (一) 倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの (三) 日野部の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの	○		○	○		中部総合事務所長 西部総合事務所長 日野総合事務所長









<p>7 同法第16条第1項の規定による国定公園の利用調整地区への立入りの認定 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>	○				○ 総合事務所長
<p>8 同法第16条第4項の規定における立入認定証の交付及び同法第5項の規定による国定公園の入認定証の再交付 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>	○				○ 総合事務所長
<p>9 同法第17条第1項の規定による国定公園の指定認定機関の指定 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>	○				○ 総合事務所長
<p>10 同法第19条第1項の規定による認定関係事務の開始に関する規程の認定 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>	○				○ 総合事務所長
<p>11 同法第19条第2項の規定による事業計画及び収支予算又はその変更の認可 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>	○				○ 総合事務所長
<p>12 同法第19条第4項の規定による認定関係事務の休止又は廃止の許可 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>	○				○ 総合事務所長
<p>13 同法第21条第1項の規定による認定関係事務についての監督上必要な命令 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所</p>	○				

